

# ◇4月から国民年金保険料額が変わります◇

月額 13,860円 (H18年4月分～H19年3月分まで)

平成18年度保険料月額 <b>13,860円</b>	毎年度月額280円引き上げ	平成29年度保険料月額 <b>16,900円(予定)</b>
-------------------------------	---------------	-----------------------------------

※なお、基礎年金の国庫負担を1/3から1/2に引き上げるにより、どの世代の方でも納付した保険料の1.7倍以上の年金が受け取れる試算となります。

## ～保険料の納付には口座振替がおトクです～

国民年金保険料を前納すると、割引があります。

平成18年度の保険料を1年度分前納する場合

### ○現金納付 “2,950円” 割引

(1年度分の保険料 166,320円 → 163,370円)

### ○口座振替 “3,490円” 割引

(1年度分の保険料 166,320円 → 162,830円)

1年前納のほかに・・・

### ○6ヶ月前納(4月～9月、10月～3月)では

現金納付 680円・口座振替 940円の割引になります。

### ○毎月納付でも、当月引落としにすると、月40円の割引になります。

(翌月引落としは割引がありません。)

## ※口座振替での前納を希望される方へ

口座振替の申し込みは、口座をお持ちの金融機関の窓口、または社会保険事務所(郵送も可)で受け付けていますが、3月1日以降に前納を申し込まれる場合は、社会保険事務所へ直接お申し込み下さい。登録処理が間に合わない場合もありますので、詳細については社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

※問い合わせ先……千葉社会保険事務所 ☎043-242-6327  
住民課国保年金係 ☎82-8814

## 新たな障害保健

## 福祉サービスが開始

「障害者自立支援法」が、4月1日から施行されます。

これまで身体・知的・精神の種別ごとに提供されていた障害者の方へのサービスが一元化されるほか、利用者負担も見直されるなど障害福祉サービスが変わります。

### ●利用者負担

原則1割の利用者負担と食費などの実費負担が必要となります。

ただし、月額負担上限額が設定されるほか、所得の低い方には各種の軽減措置があります。これらの軽減措置を受ける場合には、保健福祉課で申請手続きを行ってください。

### ●各サービスの移行手続き

サービスの内容	移行日	移行手続きなど
居宅支援サービス	4月1日	平成18年4月から9月までは、「みなし支給」が適用されるため、新たな支給申請は不要。なお、精神障害者の方は新たに支給申請を行い、3月31日までに支給決定を受けることが必要。
施設支援サービス	10月1日	現在施設を利用している方は、施設が新サービスに変わっても平成24年3月までは利用可。(定期の支給決定は必要)
更生・育成医療、精神通院公費負担医療	4月1日	みなし支給申請を行い、3月31日までに認定を受けることが必要。

・障害児の施設利用については、平成18年10月1日に措置制度から契約制度に移行するとともに、利用者負担が変更されます。

※問い合わせ先 保健福祉課 ☎82-8817